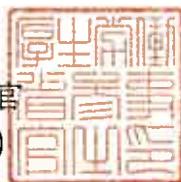


開若発0928第1号
平成30年9月28日

文部科学省

生涯学習政策局生涯学習推進課長 殿
高等教育局専門教育課長 殿

厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)



専門実践教育訓練の指定基準見直し（キャリア形成促進プログラム
及び専門職大学等の課程関係）について

厚生労働省では、働く方等の主体的な能力開発の取組又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するなどの支援を行うことにより雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付金を支給しているところです。

教育訓練給付金のうち専門実践教育訓練給付金の対象として、学校教育法に基づく専修学校の専門課程若しくは特別の課程（同法第133条第1項において準用する同法第105条に規定する特別の課程をいう。）のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成30年文部科学省告示第170号）に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したもの並びに専門職大学若しくは専門職短期大学の正規の課程（同法第91条に規定する専攻科及び別科の課程を除く。）、同法第104条第1項に規定する大学が大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に基づき設置する専門職学科の課程又は同法第104条第5項に規定する短期大学が短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）に基づき設置する専門職学科の課程（以下「専門職大学等の課程」という。）であって一定の基準を満たす教育訓練を追加することなどを内容とする雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第336号）が平成30年9月25日に公布されました。

については、貴職におかれでは、教育訓練給付金制度の趣旨を勘案の上、所管する教育訓練施設に対し、本制度に係る積極的な周知をよろしくお願ひいたします。また、当省における今後の専門実践教育訓練給付金対象講座の指定に係る事務の円滑な施行のため、専門職大学等の認可状況に係る情報提供等について貴職からの協力を頂きますようお願ひいたします。

記

第1 専門実践教育訓練給付金の概要

通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間（2回目以降に受給する場合は通算して3年以上の被保険者期間）を有する者が、専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講する場合には受講費用の5割、資格取得等し就職に結びついた場合には受講費用の2割が追加支給（合計最大7割。年間上限額56万円）されるものであること。

第2 専門実践教育訓練に係る指定基準（キャリア形成促進プログラム及び専門職大学等の課程）の主な内容

1 教育訓練の内容等

（1）当該教育訓練の内容等が、次のいずれかに該当するものであり、かつ、趣味的・教養的な教育訓練又は入門的・基礎的な水準の教育訓練に該当しないこと。

① キャリア形成促進プログラム

a キャリア形成促進プログラムとは、学校教育法に基づく専修学校の専門課程若しくは特別の課程（同法第133条第1項において準用する同法第105条に規定する特別の課程をいう。）のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成30年文部科学省告示第170号）に基づき文部科学大臣が認定したものであること。

b キャリア形成促進プログラムのうち専門課程にあっては当該教育訓練の期間が1年以上2年未満、キャリア形成促進プログラムのうち特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が120時間以上かつ期間が2年未満のものであること。

② 専門職大学等の課程

a 学校教育法に基づく専門職大学若しくは専門職短期大学の正規の課程（同法第91条に規定する専攻科及び別科の課程を除く。）、同法第104条第1項に規定する大学が大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に基づき設置する専門職学科の課程又は同法第104条第5項に規定する短期大学が短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）に基づき設置する専門職学科の課程（以下「専門職大学等の課程」という。）であること。

b 専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程にあっては当該教育訓練の期間が4年以内であり、専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程にあっては当該教育訓練の期間が3年以内のものであること。

（2）当該教育訓練の実績が、次のいずれかに該当するものであること。

① キャリア形成促進プログラム

キャリア形成促進プログラムについては、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、就職・在職率（最新の修了者のうち専門実践教育訓練給付の

受給者又は最新の修了者に係る入講者に占める就職者及び在職者の割合をいう。なお、受給者又は入講者に長期履修生がいる場合には、その者を除いた者を受給者又は入講者とすることとする。) が 80%以上であること。

② 専門職大学等の課程

専門職大学等の課程については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第109条第2項及び第3項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、上記①と同様の就職・在職率が80%以上(※1)であること、直近の学校教育法第109条第2項に基づく機関別評価及び同条第3項に基づく専門職大学等評価において、認証評価結果が適合に相当する水準(※2)であること、また、定員充足率が60%以上(※1)であること。

(※1) 専門職大学等の課程については、専門職大学等の制度創設後、平成31年4月以降に開設することになるため、開設した専門職大学等の最初の卒業生が出る年度までにおける当該実績のうち、就職・在職率及び定員充足率については、指定を希望する専門職大学等の課程の祖型となつた課程の実績(最新の実績)をもって申請することを可とする。

「指定を希望する専門職大学等の課程の祖型となつた課程」とは、指定申請をした専門職大学等の課程の前身となる課程をいい、専門職大学及び大学の専門職学科については概ね3年以上の課程として、専門職短期大学及び短期大学の専門職学科については概ね2年以上の課程として申請者がこれまで開講していたものをいう。

(※2) 学校教育法第109条第2項及び同条第3項においてそれぞれ政令で定める期間内の専門職大学等については、設置後初回の認証評価までは、この限りでない。

2 教育訓練実施者が実施することとなる専門実践教育訓練の指定に伴う事務

専門実践教育訓練の指定に伴い、教育訓練施設は、次に掲げる専門実践教育訓練に係る給付制度の事務等を適正に実施することであること。

(1) 専門実践教育訓練給付の受給を希望する受講者に対し、受講前に、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証が公共職業安定所から交付されているか確認すること。

(2) 専門実践教育訓練給付の受給者に対し、支給単位期間(原則6カ月)毎又は修了時に、あらかじめ定めた受講認定基準又は修了認定基準に基づき、受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書を適正に発行すること。また、受講者が教育訓練支援給付金(※)の受給者である場合には、支給単位期間(原則2カ月)毎に教育訓練支援給付金受講証明書を発行すること。

(※) 専門実践教育訓練給付金の支給対象者のうち45歳未満の離職者であつて初めて同給付金を受給する者に対し、同教育訓練中に、失業の認定を受けた日について、離職前賃金に基づき算出した額(基本手当の半額)を2

カ月毎に給付する制度

- (3) 受講費用に係る領収書を適正に発行すること。
- (4) その他専門実践教育訓練に係る給付制度の適正な運営に必要な事務を実施すること。

3 適用日等

(1) 適用日

指定基準は、平成31年4月1日から適用すること。

第3 指定手続

1 指定日等

専門実践教育訓練の指定は、4月1日及び10月1日の年2回行われ、指定の有効期間は3年間であること。

2 指定の申請

(1) 申請に必要な書類等

「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」及び申請書類の様式等を厚生労働省ホームページからダウンロードし、専門実践教育訓練実施状況調査票等の申請書類を作成の上、提出すること。

(2) 申請書類の提出先

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課
〒160-8327 新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア
(電話03-6758-2828・2824)

(3) 申請受付期間

(平成31年4月1日指定分)
平成30年10月上旬～平成30年11月上旬（消印有効）

(4) 指定可否結果の通知

(平成31年4月1日指定分)
平成31年1月下旬～2月上旬頃発送予定

【指定基準に係る問い合わせ先】

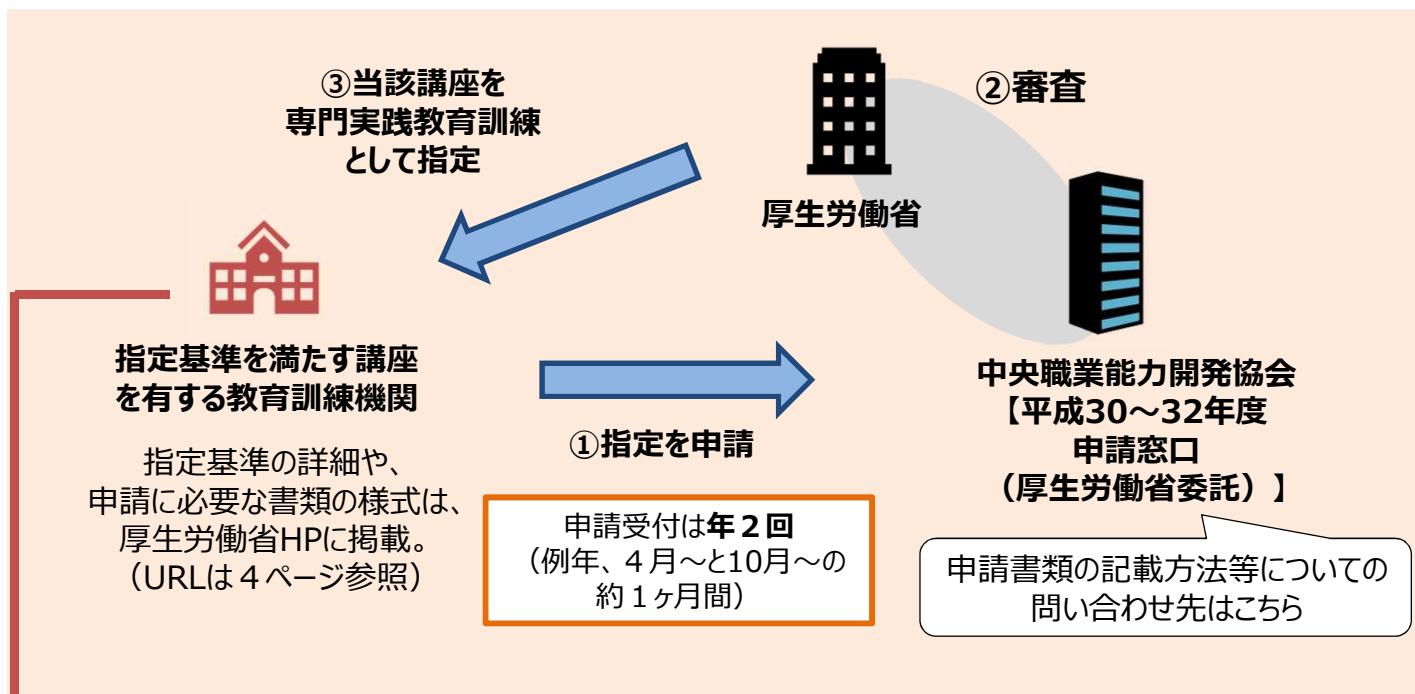
厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
中長期的キャリア形成支援係
電話03-5253-1111（内線5390・5398）

専門実践教育訓練給付制度の活用の流れ

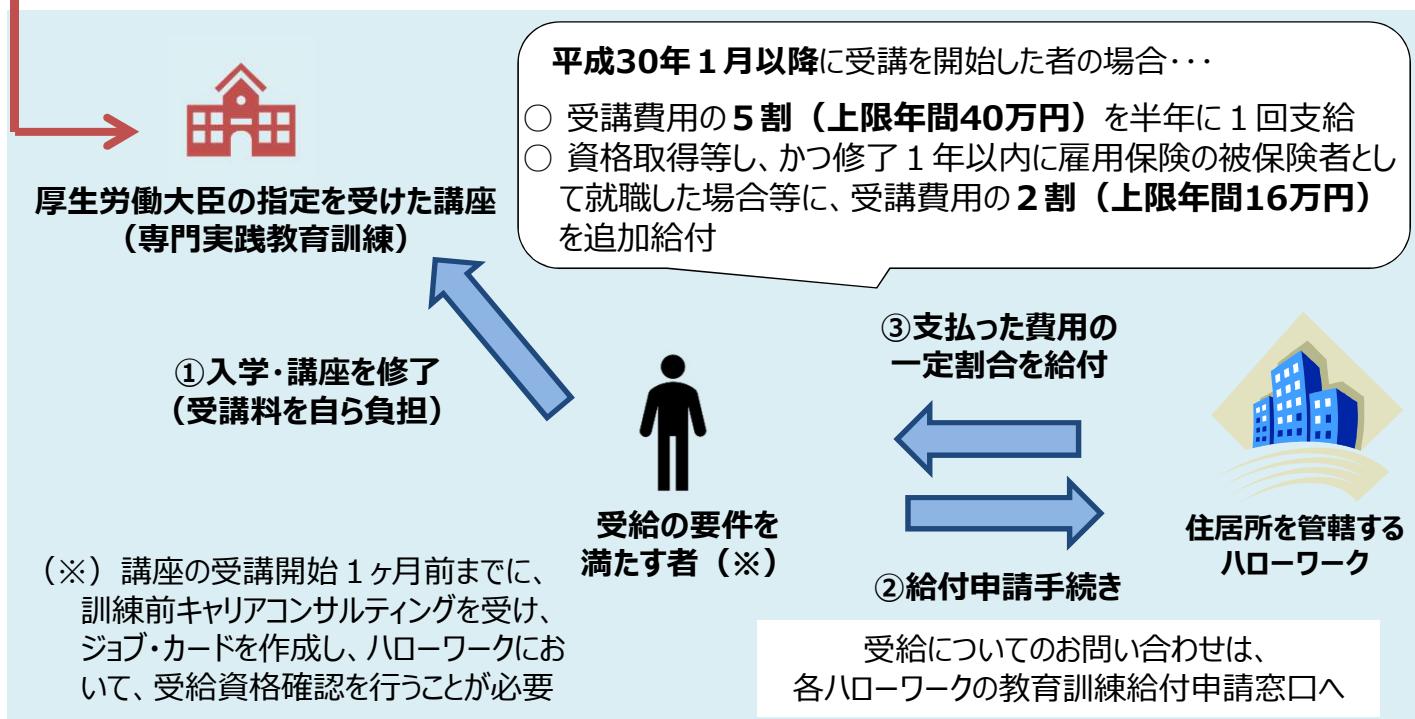
参考1

専門実践教育訓練給付とは、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

専門実践教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



専門実践教育訓練給付を受給するまでの流れ



専門実践教育訓練給付制度のご案内

専門実践教育訓練の指定を希望する訓練施設の方へ

参考2

1. 専門実践教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たす方が、**厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）**を受講し、修了等した場合に、**本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度**です。

＜給付の内容＞

- 教育訓練経費の**50%**（上限年間**40万円**）を6か月ごとに支給
- 資格取得等し、訓練修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された方又は当該資格取得等が訓練修了日の翌日から1年以内であって雇用保険の被保険者として雇用されている方は、教育訓練経費の**20%**（上限年間**16万円**）を追加支給

＜支給の対象となる方＞

- 雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方
かつ、
- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は2年以上）ある方

※ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方

さらに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方は、**教育訓練支援給付金制度**の対象となり、訓練期間中の受講支援として、**基本手当額の80%**を訓練受講中に2か月ごとに支給（平成33年度末までの暫定措置）。

2. 給付の対象となる講座（専門実践教育訓練）の指定基準

専門実践教育訓練となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は**年2回（4月1日・10月1日）**行っており、指定の有効期間は**3年間**です。

次の①～⑤の類型のいずれかに該当する教育訓練のうち、類型ごとに設定される**＜講座レベル要件＞**を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。※下線は平成31年4月から適用（予定）

① 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

[訓練期間が原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む）]

＜講座レベル要件＞ 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上
就職・在職率：80%以上

② 専門学校の職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラムを含む）

[訓練期間が2年のもの（キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満）]

＜講座レベル要件＞ 就職・在職率：80%以上

③ 専門職大学院

[訓練期間は2年以内（資格取得につながるものにあっては、3年以内で取得に必要な最短期間）のもの]

＜講座レベル要件＞ 就職・在職率：80%以上（法科大学院については司法試験合格率：全国平均以上）

定員充足率：60%以上

認証評価（機関別評価及び専門職大学院評価）において適合相当

※ 就職・在職率＝（受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者+受講開始時に既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者）／入講者

④ 大学等における職業実践力育成プログラム

[訓練期間：正規課程の場合、1年以上2年以内のもの]

特別な課程の場合、時間が120時間以上、かつ期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上

(大学院における正規課程にあっては、就職・在職率：80%以上、定員充足率：60%以上)

⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

[訓練時間が120時間以上（ITSS レベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ訓練期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上

就職・在職率：80%以上

⑥ 第四次産業革命スキル習得講座

[訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上

⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

[訓練期間：専門職大学・学科：4年のもの、専門職短期大学・学科：3年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上、定員充足率：60%以上

認証評価（機関別評価及び分野別評価）において適合相当

※ この他にも指定の要件はございますので、詳細は、下記記載の厚生労働省HPに掲載している「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」をよくお読みください。

3. 指定申請の手続きについて

指定の申請は年2回受け付けております（例年、10月1日指定分につき、4月中旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1ヶ月間、詳細は厚生労働省HPにおいて告知）。

厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金（専門実践教育訓練）講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

厚生労働省HP 専門実践教育訓練 講座指定申請の手続きについてのページ

講座を運営する事業者（スクール）の方へ（専門実践教育訓練）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_senmon.html

厚生労働省HP（<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）トップページの右上の検索窓口で、「講座を運営する事業者（スクール）の方へ（専門実践教育訓練）」と検索ください。

○ 講座の指定に関する問合せ先（平成30年度）

講座指定の申請手続について（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

○ 専門実践教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問合せ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口

（連絡先一覧） <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>